

○国土交通省令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）及び踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年三月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（踏切道改良促進法施行規則の一部改正）

第一条 踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に

掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置、踏切支障報知装置及び踏切監視用カメラをいう。</p> <p>2 この省令で「一日当たりの踏切自動車交通遮断量」とは、当該踏切道における自動車（二輪のものを除く。以下同じ。）の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間（踏切道の通行が遮断されている時間をいう。以下同じ。）を乗じた値をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(改良すべき踏切道の指定に係る基準)</p> <p>第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下この号において同じ。）以外の部分をいう。以下この条において同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 踏切遮断機が設置されていないもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令で「保安設備」とは、踏切遮断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段型遮断装置、大型遮断装置、オーバーハング型警報装置及び踏切支障報知装置をいう。</p> <p>2 この省令で「一日当たりの踏切自動車交通遮断量」とは、当該踏切道における自動車（二輪のものを除く。以下同じ。）の一日当たりの交通量に一日当たりの踏切遮断時間を乗じた値をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(踏切道指定基準)</p> <p>第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 踏切遮断機が設置されていないもの</p>

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が行き止まるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八・九（略）

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二（略）

（踏切道改良基準）

第三条 法第三条第一項に規定する踏切道改良基準は、次の各号に掲げる特定指定要因基準（当該踏切道の指定に際して該当するとされた前条各号に掲げる基準をいう。以下この項及び第十二条第一項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 前条第一号から第七号までに掲げる基準 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が行き止まるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

（新設）

七・八（略）

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

（新設）

十（略）

（踏切道改良基準）

第三条 法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定指定基準（当該踏切道の指定に際して該当するとされた前条各号に掲げる基準をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 前条第一号から第五号までに掲げる基準 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業又は鉄道施設の整備に係る事業のうち立体交差化、構造の改良（踏切道に接続する鉄道又は道路の構造

の改良を含む。）、平滑化、舗装の着色（歩行者と車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。次項において同じ。）とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。第六条第二号において同じ。）、歩行者等立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。）の整備、保安設備の整備、踏切道密接関連道路の改良、駅の出入口の新設その他の改良の方法（以下この条及び第六条第三号において「特定改良方法」という。）であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特定指定要因基準に該当しなくなると認められるものであること。

二 前条第八号から第十号までに掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

三 前条第十一号に掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、移動等円滑化及び事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

四 前条第十二号に掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

2 地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国

の改良を含む。）、舗装の着色（歩行者と車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下同じ。）とを分離して通行させるための踏切道の着色をいう。）、歩行者等立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者又は自転車安全かつ円滑に鉄道を横断するための立体的な通路をいう。）の整備、保安設備の整備その他の改良の方法（以下「特定改良方法」という。）であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道が特定指定基準に該当しなくなると認められるものであること。

二 前条第六号から第九号までに掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止に著しく効果があると認められるものであること。

（新設）

三 前条第十号に掲げる基準 特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、事故の防止又は交通の円滑化に著しく効果があると認められるものであること。

2 地形の状況その他の特別の事情により前項に定める基準に適合する改良の方法により踏切道を改良することが著しく困難であると国

国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項に規定する踏切道改良基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが認められるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

(通知の方法)

第四条 法第三条第七項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

(地方踏切道改良計画の添付書類)

第五条 法第四条第一項又は第十二項の規定により提出する地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第五条第一項の規定により提出する地方踏切道改良計画について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(地方踏切道改良計画の提出を要しない踏切道の改良の方法)

第六条 法第四条第一項ただし書の国土交通省令で定める踏切道の改良の方法は、次に掲げるものとする。

- 一 保安設備の整備
- 二 舗装の着色
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定改良方法であつて、法第三条

国土交通大臣が認める場合における法第三条第一項の安全かつ円滑な交通の確保のために必要な踏切道の改良の方法に関する国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、特定改良方法であつて、当該特定改良方法による踏切道の改良及び当該改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業がある場合においては当該事業を実施することにより、当該踏切道における歩行者又は車両の交通量の減少に資するものその他の事故防止又は交通の円滑化に相当程度寄与することが認められるものとして国土交通大臣が認めるものであることとする。

(通知の方法)

第四条 法第四条第四項の規定による通知は、当該踏切道が第二条各号に掲げる基準のいずれに該当するかを明らかにしてするものとする。

(地方踏切道改良計画の添付書類)

第五条 法第四条第一項の地方踏切道改良計画には、踏切道付近の略図及び工事の概要を説明するために必要な図面を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

第一項の規定による指定の日からおおむね五年以内に当該踏切道の改良を完了するもの

(地方踏切道改良計画の記載事項)

第七条 (略)

(道路外滞留施設)

第八条 法第四条第六項の国土交通省令で定める施設は、踏切道に接続する道路に沿って設けられた通路又は広場とする。

(国踏切道改良計画の記載事項)

第九条 法第六条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、第七条各号に掲げる事項とする。

(特定道路改良の公示)

第十条 法第七条第二項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定道路改良に係る道路の種類及び路線名
- 二 特定道路改良の区間及び開始の日(特定道路改良の全部又は一部を完了したときにあつては、完了の日)

(滞留施設協定の公告等)

第十一条 法第九条第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項において準用する場合を含む。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 滞留施設協定の名称
- 二 協定滞留施設の名称及びその所在地
- 三 滞留施設協定の有効期間
- 四 滞留施設協定の縦覧又は滞留施設協定の写しの閲覧の場所

(地方踏切道改良計画の記載事項)

第六条 (略)

(新設)

(国踏切道改良計画の記載事項)

第七条 法第五条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

(評価)

第十二条 法第十二条第一項の評価は、正当な理由がある場合を除き、踏切道の改良の完了後、遅滞なく行わなければならない。この場合において、当該評価は、当該踏切道の改良の完了後の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の調査及び分析を行うとともに、当該踏切道の改良の完了後の踏切道が特定指定要因基準に該当するかどうかを明らかにすることにより行うものとする。

2 法第十二条第二項の規定による届出は、同条第一項の評価を実施した後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。

一 踏切道の名称

二 改良を実施した踏切道の位置並びに当該踏切道に係る鉄道の線区名及び道路の路線名

三 実施した踏切道の改良の方法（当該踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に発揮させるための事業を実施した場合にあっては、実施した踏切道の改良の方法及び当該事業の内容）

四 踏切道の改良を実施した期間

五 踏切道における安全かつ円滑な交通の確保に関する状況の評価の結果

六 前各号に掲げるもののほか、踏切道における安全かつ円滑な交通の確保に関する状況に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定に係る基準)

第十三条 法第十三条第一項の災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性、踏切道を通過する列車の運行の状況、踏切道の周辺における鉄道と道路との交差の状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

(新設)

(新設)

一 鉄道と次のいずれかに該当する道路が交差している場合における踏切道（当該踏切道を通過する列車の一時間の運行回数が十回以上のもに限る。）であつて、市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）に存し、かつ、当該踏切道において災害時に継続的な通行の遮断が発生し、当該踏切道を迂回する場合における所要時間が、当該踏切道を通行する場合に比して十分以上増加すると見込まれるもの

イ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十九第一項各号に該当する道路

ロ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において緊急輸送を確保するために必要な道路として定められている道路

二 前号に掲げるもののほか、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の適確な管理により災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図る必要性が特に高いと認められるもの

（踏切道災害時管理基準）

第十四条 法第十三条第一項に規定する踏切道災害時管理基準は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

一 災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及びこれらの者と関係機関との間の連絡体制を整備していること。

二 災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき次に掲げる措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成していること。

イ 災害発生後速やかに踏切道の点検を開始すること。

ロ 踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間の見込みについて情報を提供すること。

ハ 踏切道における継続的な通行の遮断を解消すること。

ニ 踏切道及び踏切道に接続する道路の維持（道路の啓開のため

（新設）

に行うものに限る。)を行うこと。
三 鉄道事業者及び道路管理者が災害時における踏切道の適確な管理のためにとるべき措置に関する訓練を定期的に実施することとしていること。

(地方踏切道災害時管理方法の添付書類)

第十五条 法第十四条第一項の規定により提出する地方踏切道災害時管理方法には、踏切道付近の略図を添付しなければならない。

2 前項の規定は、法第十四条第九項の規定により提出する地方踏切道災害時管理方法について準用する。ただし、既に国土交通大臣に提出されている添付書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(補助の申請)

第十六条 法第十九条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の適確な管理のために行う保安設備の整備(以下この条及び次条において「保安設備の整備」という。)に関する工事が完了した日(保安設備の整備に関する工事が完了した日において当該完了した日の属する年(保安設備の整備に関する工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下この条において「前事業年度」という。))の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下この条において「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年)の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

(補助の申請)

第八条 法第十条第一項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日(保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日において当該完了した日の属する年(保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了した日が一月一日から二月末日までである場合には、その前年)の四月一日の属する事業年度の前事業年度(以下「前事業年度」という。))の決算が終了していない場合は、当該決算の終了の日。以下「申請期間の開始の日」という。)から翌年(申請期間の開始の日が一月一日から三月十日までである場合には、その年)の三月十日までに、保安設備整備費補助金交付申請書(第一号様式)に次の書類を添付し、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

一〇三 (略)

(保安設備整備工事完了届)

第十七条 法第十九条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備に関する工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運輸局長を經由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十八条 法第十九条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を經由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

(事業用固定資産の価額)

第十九条 (略)

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第二十条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を営業者の場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

- 一 (略)
- 二 営業外費用にあつては、次に掲げる割合
- イ 支払利子にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率
- ロ (略)
- 三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固

(保安設備整備工事完了届)

第九条 法第十条第一項の規定により補助を受けようとする鉄道事業者は、保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了したときは、遅滞なく、保安設備整備工事完了届(第三号様式)を地方運輸局長を經由して国土交通大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合の特例)

第十条 法第十条第三項の規定により、同項に規定する補助金の交付が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて行われる場合には、前二条中「地方運輸局長を經由して」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて」と、第一号様式及び第三号様式中「国土交通大臣」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長」とする。

(事業用固定資産の価額)

第十一条 (略)

(各事業に関連する営業外収益等の配賦)

第十二条 鉄道事業者が鉄道事業(軌道業を含む。以下同じ。)以外の事業を営業者の場合においては、各事業に関連する営業外収益、営業外費用及び事業用固定資産の価額は、次に掲げる割合により鉄道事業に配賦するものとする。

- 一 (略)
- 二 営業外費用にあつては、次に掲げる割合
- イ 支払利子にあつては、各事業に専属する事業用固定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率
- ロ (略)
- 三 事業用固定資産の価額にあつては、各事業に専属する事業用固

定資産につき第十六条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

(立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続)

第二十一条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ ホ (略)

ヘ 法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ ホ (略)

ホ 法第二十条第一項の同意を得たことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第二十二条 (略)

(貸付申請の手続)

第二十三条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第二十条

第一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記

載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 四 (略)

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道)

第二十四条 (略)

(報告の徴収)

第二十五条 鉄道事業者又は道路管理者(国土交通大臣である道路管

理者を除く。以下この項において同じ。)は、法第二十二條の規定

により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況、災害が発生し

定資産につき第八条第三号の貸借対照表に記載された貸借対照表価額の百分率

(立体交差化工事施行者になろうとする者の申請の手続)

第十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ ホ (略)

ヘ 法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ ホ (略)

ホ 法第十一条第一項の同意を得たことを証する書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(立体交差化工事施行者の決定の通知)

第十四条 (略)

(貸付申請の手続)

第十五条 前条の通知を受けた都道府県又は市町村は、法第十一条第

一項の国の貸付けを受けようとするときは、次に掲げる事項を記載

した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 四 (略)

(令第五条の国土交通省令で定める踏切道)

第十六条 (略)

(報告の徴収)

第十七条 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、法第十

三条の規定により国土交通大臣から踏切道の改良の実施の状況その

他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事

た場合における踏切道の管理の実施体制その他必要な事項について報告を求められたときは、報告書を、鉄道事業者にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、道路管理者にあつては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2
(略)

第1号様式(第十六条関係)

業者にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、国土交通大臣以外の道路管理者にあつては国土交通大臣に、それぞれ提出しなければならない。

2
(略)

第1号様式(第八条関係)

第1号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日
住 所
氏名又は名称

保安設備整備費補助金交付申請書

踏切道改良促進法第3条第1項又は第13条第1項の規定により指定を受けた踏切道について
改修又は災害が発生した場合には踏切道における指定踏切道の通運を管理のために付す保安設備の整備に關
する工事が完了したので、下記により同法第19条第1項の規定による保安設備整備費補助金の
交付を申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 2 工事に要した費用の総額 金 円
- 3 工事が完了した保安設備

踏 切 道 名 称	位 置	保安設備の種類	踏切道に係る 道路の種類	工事に要した 費用 (円)	工 事 完 了 年 月 日
計					

備考 保安設備の種類欄には、踏切通断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段差込装置、大型通断装置、オーバーハング型警報装置、踏切交差踏切装置又は踏切交差踏切装置の別を記入し、踏切通断機については、自動式又は手動式の別をかつて書で記入すること。
本様式…追加(平成18年3月国交令第50号)、一般改正(平成28年3月国交令第36号)、
一部改正(令和3年3月国交令第1号)

第1号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日
住 所
氏名又は名称

保安設備整備費補助金交付申請書

踏切道改良促進法第3条第1項の規定により指定を受けた踏切道について保安設備の整
備による改良の工事が完了したので、下記により同法第10条第1項の規定による保安設備
整備費補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 2 工事に要した費用の総額 金 円
- 3 工事が完了した保安設備

踏 切 道 名 称	位 置	保安設備の種類	踏切道に係る 道路の種類	工事に要した 費用 (円)	工 事 完 了 年 月 日
計					

備考 保安設備の種類欄には、踏切通断機、踏切警報機、踏切警報時間制御装置、二段差
込型通断装置、大型通断装置、オーバーハング型警報装置又は踏切交差踏切装置の別を
記入し、踏切通断機については、自動式又は手動式の別をかつて書で記入すること。
本様式…追加(平成18年3月国交令第50号)、一般改正(平成28年3月国交令第36号)

第2号様式 (第十六条関係)

第2号様式
保安設備整備費決算表
氏名又は名称

1 総括表

(1) 認知道の名称及び位置
(2) 保安設備の種類
(3) 工事に要した費用

本工事費	金	円
附帯工事費	金	円
用地費	金	円
補償費	金	円
機械器具費	金	円
工事雑費	金	円
計	金	円

備考 1 本表は、認知道ごとに作成すること。
2 保安設備の種類は、認知道別機、認知警備機、認知警備特種制御装置、二段型通断装置、大型通断装置、オートバーン型警備装置又は認知警備装置の別を記入し、認知道別機については、自動式又は手動式の別をかつて記入すること。

2 明細表

区分	種別	数量	単価	金額
			円	円

備考 1 本表は、認知道ごとに作成すること。
2 区分種別には、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費について詳細に記入すること。
3 種別種別には、資材の名称、形状、寸法及び品質（規格）並びに工事に使用した労働者の職種等を記入すること。
本様式一追加（平成18年3月国土交通省50号） 二改正（令和3年国土交通省 一）

第2号様式 (第八条関係)

第2号様式
保安設備整備費決算表
氏名又は名称

1 総括表

(1) 認知道の名称及び位置
(2) 保安設備の種類
(3) 工事に要した費用

本工事費	金	円
附帯工事費	金	円
用地費	金	円
補償費	金	円
機械器具費	金	円
工事雑費	金	円
計	金	円

備考 1 本表は、認知道ごとに作成すること。
2 保安設備の種類は、認知道別機、認知警備機、認知警備特種制御装置、二段型通断装置、大型通断装置、オートバーン型警備装置又は認知警備装置の別を記入し、認知道別機については、自動式又は手動式の別をかつて記入すること。

2 明細表

区分	種別	数量	単価	金額
			円	円

備考 1 本表は、認知道ごとに作成すること。
2 区分種別には、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費について詳細に記入すること。
3 種別種別には、資材の名称、形状、寸法及び品質（規格）並びに工事に使用した労働者の職種等を記入すること。
本様式一追加（平成18年3月国土交通省50号）

第3号様式 (第十七条関係)

第3号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日
住 居
氏名又は名称

保安設備整備工事が完了届

下記のとおり指定踏切道の改良又は災害が発生した場合における指定踏切道の道種ご管理のために行う保安設備の整備に関する工事が完了しました。

記

- 1 踏切道の名称及び位置
- 2 保安設備の種類
- 3 踏切道に係る道路の種類
- 4 工事に要した費用 金 円
- 5 工事が完了年月日

備考 保安設備の種類は、踏切通断機、踏切警報機、踏切警報特別制御装置、二段型通断装置、大型通断装置、オーバートンネル型警報装置又は踏切交差検知装置又は踏切監視用カメラの別を記入し、踏切通断機については、自動式又は手動式の別をかつこ書で記入すること。
本様式…通知平成18年3月閣交令50号、一般改正平成28年3月閣交令39号、
一般改正令和2年3月閣交令 第 号]

第3号様式 (第九条関係)

第3号様式

国土交通大臣 殿

年 月 日
住 居
氏名又は名称

保安設備整備工事が完了届

下記のとおり保安設備の整備による指定踏切道の改良の工事が完了しました。

記

- 1 踏切道の名称及び位置
- 2 保安設備の種類
- 3 踏切道に係る道路の種類
- 4 工事に要した費用 金 円
- 5 工事が完了年月日

備考 保安設備の種類は、踏切通断機、踏切警報機、踏切警報特別制御装置、二段型通断装置、大型通断装置、オーバートンネル型警報装置又は踏切交差検知装置の別を記入し、踏切通断機については、自動式又は手動式の別をかつこ書で記入すること。
本様式…通知平成18年3月閣交令50号、一般改正平成28年3月閣交令39号]

(道路法施行規則の一部改正)

第二条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(道路と鉄道との交差部分の管理の方法の基準)</p> <p>第四条の二の二 法第三十一条の二第一項第一号の国土交通省令で定める基準は、立体交差に係る道路及び鉄道施設について計画的な維持、修繕(当該修繕を効率的に行うための点検を含む。)その他の管理が図られるよう、次に掲げる事項の全てを定めていることとする。</p> <p>一 道路及び鉄道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握するための点検の実施時期その他の点検に関する事項</p> <p>二 点検の結果に応じて想定される修繕の方法その他の修繕に関する事項</p> <p>2 法第三十一条の二第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、災害が発生した場合における立体交差以外の交差部分の適確な管理が図られるよう、次に掲げる事項の全てを定めていることとする。</p> <p>一 災害時における鉄道事業者と道路管理者との間の連絡体制及びこれらの者と関係機関との間の連絡体制の整備に関する事項</p> <p>二 踏切道における継続的な通行の遮断の発生及び踏切遮断時間(踏切道の通行が遮断されている時間をいう。)の見込みに関する情報提供その他の災害時において鉄道事業者及び道路管理者がとるべき措置に関する事項</p> <p>(令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築)</p> <p>第十一條 令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築は、踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従って行われる道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築とする。</p> <p>(令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築)</p>	<p>(新設)</p> <p>(令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築)</p> <p>(新設)</p>

第十二条 令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土交通省令で定める改築

第十三条 令第三十四条の二の三第一項第三号ハの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二号)第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。

第十四条・第十五条 (略)

第十一条 令第三十四条の二の三第一項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

(令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築

第十二条 令第三十四条の二の三第一項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十二号)第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。

第十三条・第十四条 (略)

（高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第三条 高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(高速自動車国道と鉄道との交差部分の管理の方法の基準)</p> <p>第十一条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、高速自動車国道と鉄道との交差部分について次に掲げる事項の全てを定めてい ることとする。</p> <p>一 高速自動車国道及び鉄道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の 異状を把握するための点検の実施時期その他の点検に関する事項</p> <p>二 点検の結果に応じて想定される修繕の方法その他の修繕に関する 事項</p> <p>第十二条・第十三条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設)</p> <p>第十一条・第十二条 (略)</p>

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築)</p> <p>第三条の二 令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築は、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従って行われる道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築とする。</p> <p>(令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築)</p> <p>第三条の三 令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>(令第一条第三項第三号ハ及び第二条第二項第三号ハの国土交通省令で定める改築)</p> <p>第三条の四 令第一条第三項第三号ハ及び第二条第二項第三号ハの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(新設)</p> <p>(令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築)</p> <p>第三条の二 令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜六（略）</p> <p>(令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築)</p> <p>第三条の三 令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。</p>

(鉄道事業法施行規則の一部改正)

第五条 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)</p> <p>第三十六条の八 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第十七条第一項から第四項までの規定による勧告に係る事項</p> <p>五～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>
改正前	<p>(国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表)</p> <p>第三十六条の八 法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第八条第一項及び第二項の規定による勧告に係る事項</p> <p>五～九 (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定による改正後の道路法施行規則第十一条から第十三条まで及び第三条の規定による改正後の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則第三条の二から第三条の四までの規定は、令和三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和三年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。